資料３

平成30年の地方公共団体における「ゆう活」の取組について

平成30年11月2日

総　　務　　省

地方公共団体における「ゆう活」の取組①

平成30年における「ゆう活」実施の要請等

1 「地方公務員における女性活躍・働き方改革推進のためのガイドブック」にて事例を紹介（H30.3 地方公共団体に周知）

（例） ●朝型勤務の実施
●係を超えた人員配置及び応援体制の構築

2 「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組を行うよう依頼 （H30.4.27公務員部長通知）

●「ゆう活」は、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされている
●時間外勤務縮減は、職員の心身の健康維持や過労死等の防止はもとより、質の高い行政サービスを提供するためにも重要
●長時間労働の是正を始めとする働き方改革について地域社会をリードする役割をご認識いただきたい
●未実施の団体にあっては、地域の実情に即しつつ、まずは実践していただきたい

3 地方公共団体の人事担当課長等が出席する各種会議等において、積極的な取組を要請

●全国都道府県財政課長・市区町村担当課長合同会議（H30.4.25開催）
●平成30年度地方財政連絡会議（H30.5～開催）
●勤務条件等調査ヒアリング（H30.7実施）
●全国人事委員会事務局長会議（H30.8.22開催）
●全国人事担当課長・市町村担当課長会議（H30.8.23開催）

平成30年の実施結果

- **都道府県： ４７団体（朝型勤務 ４０団体、定時退庁促進 ６団体、※その他取組 １）**
- **政令指定都市： ２０団体（朝型勤務 １１団体、定時退庁促進 ７団体、※その他取組 ２）**
- **その他の市区町村：５７２団体（朝型勤務１３８団体、定時退庁促進３９２団体、※その他取組４２）**

※その他取組（ゆう活の趣旨に即した取組）例
・時差出勤制度の実施
・超過勤務を朝に実施
・20時一斉消灯の実施
・幹部職員による巡回
・所属別の時間外勤務縮減目標の設定 等

地方公共団体における「ゆう活」の取組②

平成30年度の地方公共団体の取組概要

「ゆう活」の取組（昨年度の取組から工夫した点・充実した点等）

（１）職員が「ゆう活」に取り組みやすいような工夫（実施期間・対象の拡大など）

●朝型勤務のパターンを拡大（２パターン⇒４パターン）、実施期間の拡大（７月～９月⇒６月～１０月）
●対象職員の拡大（特定の部署⇒窓口職場も含めた全所属）
●申請期限の緩和（１週間前まで⇒前日まで）など、実施しやすいよう工夫
●会議等は16時15分以降は行わないことをさらに徹底

（２）窓口職場・交代制勤務職場での実施

●対外的に一目で分かりやすいように、記名章及び机上に朝型勤務を実施している旨を掲示
●所属長が職員のゆう活利用希望日や、窓口の状況を把握した上で、窓口対応に支障が出ないよう調整して実施

（３）その他

●フレックスタイム制度の始業時間について、朝に広く設定（朝6時15分から始業可能　通年実施）
●１時間の年次休暇取得による早期退庁を奨励
●管理職員が「イクボス・温かボス」宣言を行い、休暇の取得や定時退庁を促進しやすい職場の雰囲気を醸成 等

定時退庁促進の取組（主なもの）

●プレミアムフライデーに合わせ、毎月最終金曜日を「一斉定時退庁日」に設定
●毎週水曜日を定時退庁日（ノー残業デー）とし、全職員のパソコンに定時退庁を促すメッセージを一斉配信
●勤務時間終了後15分以内の一斉消灯（緊急の場合等やむを得ない場合は、所属長が部長の了承を得る）
●16時以降の会議や作業依頼を原則禁止
●各部局の幹部職員が職場巡回し定時退庁を促す　　等

地方公共団体における「ゆう活」の取組③

実施団体等の主な意見（評価・課題等）

評価

（１）ワークライフバランスの実現

<職員側の意見>

・子どもとふれあう時間や、趣味に費やす時間が増えるなど、リフレッシュにもつながった。
・通勤の際に朝夕の渋滞を避けることができ、通勤時のストレス緩和につながった。

<人事当局側の意見>

・勤務時間に制約のある職員の働き方を職場全体で考える契機となり、働き方改革のきっかけとしても有効。
・職員が自身の生活スタイルに合わせた働き方を選択しやすくなり、ワークライフバランスの推進につながっている。

（２）業務の効率化、時間外勤務の縮減

<職員側の意見>

・来庁者や電話もなく、集中して仕事に取り組むことができ、業務効率が上がった。
・早期退庁を意識するようになり、より効率的な業務遂行を心掛けるようになった。

<人事当局側の意見>

・職員が各自の状況に合わせ多様な勤務時間を設定できるため、職員の士気向上や事務の効率化につながっている。
・「ゆう活」実施期間における職員の時間外勤務が、前年度比で約10%縮減した。

課題

<職員側の意見>

・窓口業務の多い部署では、実施することで他の職員への負担が増えるため、実施しにくい。
・空調等の勤務環境の整備が課題。

<人事当局側の意見>

・出退勤把握の労務管理が煩雑になること、空調やシステムの稼働時間への対応が必要。
・窓口職場では、朝型勤務を実施した職員が退庁する夕方以降、体制が手薄になることへの対応が必要。
・職場の事業内容や職員構成により、参加に偏りがあった。

地方公共団体における「ゆう活」の取組④（実施団体）

1　都道府県（４７団体）　※昨年度４７団体

朝型勤務 （40団体）	北海道　青森県　岩手県　宮城県　秋田県　山形県　茨城県　栃木県　群馬県　千葉県 東京都　神奈川県　新潟県　富山県　石川県　福井県　山梨県　長野県　岐阜県　愛知県 三重県　滋賀県　京都府　奈良県　和歌山県　鳥取県　岡山県　広島県　山口県　徳島県 香川県　愛媛県　高知県　福岡県　佐賀県　長崎県　大分県　宮崎県　鹿児島県　沖縄県
定時退庁促進 （6団体）	福島県　埼玉県　静岡県　大阪府　兵庫県　島根県
その他取組 （1団体）	熊本県

2　政令指定都市（２０団体）　※昨年度19団体

朝型勤務 （11団体）	千葉市　相模原市　新潟市　静岡市　浜松市　名古屋市　京都市　大阪市　堺市　岡山市 広島市
定時退庁促進 （7団体）	札幌市　仙台市　横浜市　川崎市　神戸市　福岡市　熊本市
その他取組 （2団体）	さいたま市　北九州市

地方公共団体における「ゆう活」の取組⑤（実施団体）

３　その他の市区町村（５７２団体）　※昨年度366団体

朝型勤務 （１３８団体）	夕張市、苫小牧市、乙部町、奥尻町、増毛町、幌延町、鹿追町、弘前市、三沢市、五戸町、東成瀬村、村山市、白河市、田村市、矢吹町、土浦市、古河市、高萩市、笠間市、つくば市、坂東市、かすみがうら市、つくばみらい市、東海村、佐野市、日光市、那須塩原市、前橋市、館林市、富岡市、みなかみ町、千代田町、所沢市、坂戸市、ふじみ野市、市川市、館山市、鴨川市、富里市、南房総市、港区、新宿区、大田区、渋谷区、板橋区、八王子市、武蔵野市、調布市、東村山市、横須賀市、鎌倉市、秦野市、長岡市、妙高市、氷見市、射水市、小松市、宝達志水町、福井市、勝山市、坂井市、甲府市、北杜市、諏訪市、塩尻市、佐久市、千曲市、喬木村、飯綱町、岐阜市、関市、羽島市、恵那市、郡上市、坂祝町、沼津市、伊東市、富士市、南伊豆町、豊橋市、一宮市、瀬戸市、安城市、小牧市、知多市、豊明市、東郷町、伊勢市、朝日町、長浜市、米原市、南丹市、伊根町、八尾市、箕面市、姫路市、芦屋市、西脇市、淡路市、香芝市、白浜町、出雲市、呉市、三原市、府中市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、宇部市、防府市、長門市、柳井市、北島町、高松市、松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、四国中央市、西予市、東温市、愛南町、飯塚市、中間市、添田町、多久市、伊万里市、鹿島市、杵築市、玖珠町、宮崎市、延岡市、鹿児島市、出水市、中種子町、南城市、伊平屋村

※定時退庁促進の取組はこの他に３９２団体、その他ゆう活の趣旨に即した取組はこのほかに４２団体

「平成30年度の「ゆう活（夏の生活スタイル変革）」の実施について」の概要

参考

（平成30年4月27日付け総務省自治行政局公務員部長通知）

●長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題。

●職員の長時間労働の是正やワークライフバランスの推進について地域社会をリードする役割を果たしていただくため、「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組に積極的に取り組んでいただきたい。

（略）　長時間労働の是正を始めとする働き方改革は、官民や国地方を問わず、我が国の重要な政策課題となっていますが、「ゆう活」は、昨年３月２９日に公表した「地方公務員の時間外勤務に関する実態調査結果」においても、回答のあった団体のうち約７割が時間外勤務縮減に「効果あり」と回答するなど、多くの団体から時間外勤務の縮減に効果があるとの評価がなされています。

こうした時間外勤務縮減は、職員の心身の健康維持や過労死等の防止はもとより、質の高い行政サービスを提供するためにも重要なものであります。

このため、各団体におかれては、職員の長時間労働の是正やワークライフバランスの推進について地域社会をリードする役割を果たしていただくため、下記の事項に留意のうえ、「ゆう活」や「ゆう活」の趣旨に即した取組に積極的に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。併せて、職員の時間外勤務縮減に向けた取組をより一層推進していただくようお願いします。（略）

１．「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施について

（１）平成３０年度の「ゆう活」の取組について、未実施の団体にあっては、地域の実情に即しつつ、まずは実践されたいこと。また、これまでに実施した団体にあっては、昨年度までの実施結果を踏まえ、更に充実した取組を実施されたいこと。（略）

２．「ゆう活」を契機とする職員の時間外勤務縮減及び年次休暇の取得促進について

「ゆう活」は職員の時間外勤務縮減に効果があるとの評価がなされていることから、時間外勤務縮減や年次休暇取得促進の観点を踏まえた各団体独自の取組についても、「ゆう活」と併せて積極的に取り組んでいただきたいこと。

３．職員の心身の健康維持について

時間外勤務の縮減は、職員一人ひとりが心身ともに健康な状態で職務に従事することや過労死等の防止にも繋がるものであることから、職員が家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持ち、健康で豊かな生活ができるよう積極的に取り組んでいただきたいこと。

５．「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施状況についてのフォローアップ

総務省では、平成３０年度の地方公共団体における「ゆう活」及び「ゆう活」の趣旨に即した取組の実施結果等についてフォローアップを行う予定であるので、留意いただきたいこと。